

学生証使用説明書

以下の使用説明をよくお読みいただき、十分にご理解のうえ使用願います。

香川大学における学生証の取扱い

- 1 学生証は、香川大学（以下「本学」という。）の学生に対して、無償貸与します。
- 2 学生証は、次の各号に挙げる本学の施設の利用証を兼ねています。
 - （１）図書館の入退館及び図書の貸し出し
 - （２）一部の本学建物等への入退室
 - （３）一部の本学構内への車両入構
- 3 学生証は、他人に貸与又は譲渡することはできません。
- 4 本学内及び学割証の使用の際には学生証を必ず携帯し、関係者等の請求があるときは呈示しなければなりません。
- 5 次の各号に該当するときは、直ちに学生証を本学に返還しなければなりません。
 - （１）本学の学生の身分を失ったとき
 - （２）学生証の記載事項に変更があったとき
 - （３）学生証を破損したとき

香川大学生協における学生証の取扱い

- 1 生協組合員となっている方は、組合員証を兼ねていますので、学生証をもって生協の組合員サービスを受けられます。
- 2 事前にチャージすることにより生協マネー（電子マネー）を使用できます。
- 3 学生証を返還する際は、原則生協マネーは全て使い切ってください。
- 4 詳細は、生協パンフレットをご覧ください。

ことでん I r u C a カードとしての学生証の取扱い

- 1 I r u C a マネーをチャージすることにより、使用できます。
- 2 学生証を返還する際は、原則 I r u C a マネーは全て使い切ってください。
- 3 その他ことでん I r u C a カードとしての利用に関わる事項は、I r u C a に関する規定及び、学生証 I r u C a カードの取扱いに関するお願いによるものとします。
- 4 I C カード乗車券取扱約款(ことでん)・I C カード乗車券取扱約款(ことでんバス)及び I r u C a 電子マネー取扱約款については、下記の URL をご参照下さい。

【 <https://www.kotoden.co.jp/publichtm/kotoden/rule/> 】

共通事項

- 学生証を紛失したり、破損したりしないでください。
本学の施設の入退館や図書の貸し出しができなくなるほか、電子マネーが使えなくなります。

- 1 学生証を折りまげたり、傷つけたりしないでください。
- 2 財布等に入れて持ち歩く際に、後ろポケットに入れたまま座らないよう注意してください。
- 3 高温となる場所を避けてください。

- 学生証を紛失した場合若しくは破損した場合は、必ず教育企画課へ「学生証再発行願」を提出し、再発行の手続をしなければなりません。

紛失・破損により再発行する場合には、再発行料（カード実費相当額）をお支払いいただきますので、取扱いには十分注意してください。

再発行による学生証の受領については、本学の指示する場所にて本人が受領してください。

学生証を紛失・破損したことにより発生した損害及び電子マネーの使用管理について、本学は責任を負いません。

- 学生証の記載事項に変更があった場合は、記載事項を変更した学生証を発行しますので、必ず再発行の手続を行ってください。

再発行の手続とは別に、香川大学生協に加入している方は生協窓口にて組合員情報変更の手続を行ってください。

- 卒業される際には必ず学生証は返還してください。
卒業後には全ての機能を停止します。

連絡先

国立大学法人香川大学 〒760-8521 香川県高松市幸町1-1
教育・学生支援部教育企画課 電話 087-832-1146

各学部・研究科窓口	TEL
教務課学務係（教育学部）	087-832-1411
教務課学務第一係（法学部）	087-832-1806
教務課学務第二係（経済学部）	087-832-1813
医学部学務課（医学部）	087-891-2070
学務課学務係（創造工学部）	087-864-2015
農学部学務係（農学部、農学研究科）	087-891-3018
学務課学務係（創発科学研究科）	087-864-2107
医学部学務課（医学系研究科）	087-891-2075
教務課学務係（教育学研究科）	087-832-1404
地域マネジメント研究科担当	087-832-1826

香川大学生生活協同組合 〒760-0016 香川県高松市幸町1-1
電話 087-835-3120（代）

高松琴平電気鉄道株式会社 〒760-0073 香川県高松市栗林町2-19-20
電話 087-863-7766